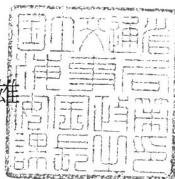


国海安第29号
令和元年6月24日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
石原 典雄



船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示
の一部改正について（通知）

標記について、下記の告示が令和元年6月19日付で公布されたところ、その改正概要と併せ別添送付しますので、ご了知頂きますようお願ひいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願ひいたします。

記

- ・船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示の一部を改正する告示（国土交通省令第183号）

以上

○国土交通省告示第百八十三号

船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示の一部を改正する告示
船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示（昭和五十五年運輸省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。
この表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

法施行規則第一条第四項の規定に基づき、船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月十九日

国土交通大臣 石井 啓一

船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示の一部を改正する告示
船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示（昭和五十五年運輸省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。
この表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
船舶安全法施行規則第一条第四項の告示で定める特殊な構造又は設備を有する船舶は、次のとおりとする。 一～三 (略)	船舶安全法施行規則第一条第四項の告示で定める特殊な構造又は設備を有する船舶は、次のとおりとする。 一～三 (略)
四 浮体式海上風力発電施設 附 則 この告示は、公布の日から施行する。	船舶安全法施行規則第一条第四項の告示で定める特殊な構造又は設備を有する船舶は、次のとおりとする。 一～三 (新設) (略)

令和元年6月
国 土 交 通 省
海事局安全政策課

船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示 の一部改正について

1. 背景

浮体式洋上風力発電施設については、船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づき、その安全性を確保しているところ。

その際、これまで当該施設は浮力体を半潜水状態で使用する形式が一般的であったことから、船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号。以下「施行規則」という。）第1条第4項に規定する「特殊船」のうち半潜水型の船舶としてきた。また、当該施設は巨大な浮力体に発電設備（ロータ、ブレード等）が搭載されている等、一般船舶とはその構造・設備が大きく異なることから、当該施設の設備・構造を加味した安全基準を個別に設定している。

今般、海洋基本計画（平成30年5月15日閣議決定）等において、「洋上風力発電の導入拡大が不可欠」とされたところ。これに基づき当該施設の低コスト化につながる構造設計の確立に向けた取組が進められており、様々な浮体構造を持つ浮体式洋上風力発電施設の開発が進んでいる状況にある。

こうした新しい浮体構造を持つ浮体式洋上風力発電施設の位置づけについて明確化するとの観点から、浮体式洋上風力発電施設を施行規則第1条第4項に規定する「特殊船」に位置づけることとする。

2. 改正の概要

船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示（昭和55年運輸省告示第56号）に、新たに「浮体式洋上風力発電施設」を規定する。

3. 公布及び施行日

公 布： 令和元年6月19日
施 行： 公布の日